

[事案 2022-54] 契約者貸付無効請求

・令和5年3月15日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、契約者貸付の貸付合計金額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年10月に契約した養老保険、平成26年5月および同年6月に契約した個人年金保険2件について、平成31年2月から令和3年8月までの間にそれぞれ契約者貸付を行ったが、以下の理由により貸付合計金額を返還してほしい。

- (1) 本件貸付は、自分の知らないところで募集人が行ったものである。募集人は、自分の母親の居所でテレホンサービスを利用して貸付手続きを行い、入金口座も、自分が募集人に管理を任せていた預金口座であったため、自分は貸付に気がつかなかった。
- (2) 保険会社は、自分と募集人が同居していたと主張するが、同居していたことはなく、募集人は元夫との間の子供がおり、募集人の実家で生活していた。

<保険会社の主張>

- (1) 本件貸付は、申立人の内縁の妻であった募集人が、申立人との同居中に、生活費の補填のために申立人の許可を得ずに行ったものである。
- (2) 本件貸付については、申立人と募集人との間で令和3年10月に公正証書が作成され、募集人が貸付合計金額を上回る金額を支払う旨の合意が成立しているが、この合意においては本件貸付が有効であることが前提とされており、申立人は本件貸付を追認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件貸付に関する事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が被った損害を算定するにあたっては、生活費の補填等によって申立人が利益を得ている金額は控除されるべきだが、本件においては、貸付当時に申立人と募集人が同居していたかに争いがあり、これを明らかにするためには、詳細な事実認定を前提とした慎重な検討が必要で、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人尋問手続を経て、慎重な事実確認および法的な検討をすべきであると考えられることから、裁定手続を打ち切ることとした。